

**特定調停の清算条項が過払利息返還請求権を考慮しなかったものであっても  
公序良俗に反するとはいえ、過払金返還請求権も消滅しないとした事例**

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成27年9月15日

【事件番号】 平成25年(受)第1989号

【事件名】 不当利得返還請求事件

【裁判結果】 上告棄却、一部変更

【参照法令】 民法90条・91条・95条・695条、民事調停法16条、特定調停法3条

【掲載誌】 裁判集民250号47頁、裁時1636号1頁、判時2281号98頁、判タ1418号96頁

LEX/DB 文献番号 25447450

**事実の概要**

Xは貸金業法所定の登録を受けた貸金業者A(ユニマットライフ)との間で昭和62年9月から平成16年5月まで、数度の金銭消費貸借契約に基づき継続的に金員を借り入れ、返済を繰り返した(本件A取引)。

XはAを相手方として調停を申し立て、平成14年6月、概ね以下の調停条項により特定調停が成立した。①XはAに対し、平成10年3月締結の金銭消費貸借契約に基づいて、借り受け金の残元利金合計44万4,467円の支払義務のあることを認める。②XはAに対し、残金を23回の分割払で支払う。③Xおよび相手方は、本件に関し、本件調停の調停条項に定めるほか、XとAの間には何らの債権債務のないことを相互に確認する(本件清算条項)。

また、Xは貸金業法所定の登録を受けた貸金業者B(アイク)との間で、平成元年1月に金銭消費貸借契約の基本契約を締結し平成6年2月まで継続的に借り入れと返済を行い(第1契約)、および平成8年にメンバーカード契約(第2契約)を締結し平成14年6月までの間に継続的に金員を借り入れ返済を行った(本件B取引)。

平成14年6月、XとBの間でも特定調停が成立した。

平成15年1月、貸金業者AおよびBは、本件被告貸金業者Y(JFC)に吸収合併された。平成24年6月、XはYに対して過払利息の返還を求めて、東京地裁に不当利得返還請求訴訟を提起し

た。

原告は、取引Aに関する調停の本件清算条項は、過払利息返還請求権は対象外でありそれを放棄したものではない。仮に対象だとしても、そのような調停は公序良俗違反であり、また要素の錯誤があり無効であると主張した。

被告は、調停条項には「相互に債務のないことを確認する」旨の文言があり、残債務が存在しないことを確認して調停に合意しているので、原告Xは過払金返還請求権を放棄したものであると主張した。

原審東京地裁は、利息制限法に引き直すと残債務が存在しないにもかかわらず作成された調停調書は公序良俗違反につき無効であり、過払金返還請求権は消滅しないとした。Y控訴。

控訴審においてYは、①公序良俗違反について、当時過払金の成立については下級審判例が分かっていたのであり、貸金債務が適法に存在する可能性もあったので、公序良俗違反とはいえない、②調停無効の主張の方法について、調停は確定判決と同様の効果を有するから、調停の無効を主張する当事者は、調停無効の訴えを提起などして、調停無効について裁判所の判断を仰ぐ必要がある、との主張を追加した。

しかし、原審東京高裁は原審東京地裁の判断を踏襲するとともに、Yの補充主張については特段理由を示さず、公序良俗に反し、調停は無効であるとした。Y上告。

## 判決の要旨

破棄自判。

「高裁の判断は是認することができない。」「本件調停は特定調停手続において成立したものであるところ、特定調停手続は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とするものであり、特定債務者の有する金銭債権の有無やその内容を確定等することを当然には予定していないといえる。本件調停における調停の目的は、A取引のうち特定の期間内に被上告人がAから借り受けた借受金等の債務であると文言上明記され、本件調停の調停条項である本件確認条項及び本件清算条項も、上記調停の目的を前提とするものであるといえる。したがって、上記各条項の対象である被上告人とAとの間の権利義務関係も、特定債務者である被上告人のAに対する上記借受金等の債務に限られ、A取引によって生ずる被上告人のAに対する過払金返還請求権等の債権はこれに含まれないと解するのが相当である。そして、本件確認条項は、上記借受金等の残債務として、上記特定の期間内の借受け及びこれに対する返済を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算した残元利金を超えない金額の支払義務を確認する内容のものであって、それ自体が同法に違反するものとはいえない。また、本件清算条項に、A取引全体によって生ずる被上告人のAに対する過払金返還請求権等の債権を特に対象とする旨の文言はないから、これによって同債権が消滅等するとはいえない。以上によれば、本件確認条項及び本件清算条項を含む本件調停が、全体として公序良俗に反するものということはできない。」

## 判例の解説

一 貸金債務につき、調停ないし和解契約が存在し、成立した調書文言中に「当事者間に債権債務は存在しない」等のいわゆる清算条項が含まれる場合に<sup>1)</sup>、その後過払金利返還請求の訴えを提起できるか、すなわち、調停・和解成立時に、過払金利返還請求権も含めて調停合意がなされたのが問題となる場合がある。

貸金業者に対する過払利息返還請求が成立する

かどうかは、平成18年の最高裁判決の以前には、下級審において判断が分かれていた<sup>2)</sup>。その当時、特定調停による調停や私的債務整理による和解契約は、債務超過にある消費者が破産を回避しつつ債務を縮減し、生活を再建させる切り札として多用されており、多くの調停・和解が成立した。しかし、その時点で過払金利返還請求権を認識しつつ調停・和解の合意をすることは困難であったと思われる。

18年の最高裁判決後には、貸金業者を規制し消費者を救済する立法が相次ぎ、さらに弁護士による過払金利返還請求訴訟の掘り起こしが活発になり、貸金業者に対する過払金利の存在が広く知られるようになったこともあり、以前に過払利息を考慮せずに成立させた和解・調停が現時点では不利なものとなり、改めて返還請求訴訟を提起したいと考える借り手も増加しているものと思われる。潜在的には多くの紛争発生可能性がある。

この点に関しては以下の学説が主張されている。

まず、借入金返還債務と過払金返還請求権は表裏一体の関係にあり、借入金返還債務がある旨の確認は、過払金返還請求権が存在しないことの確認を含む論理的関係にあるとして、裁判外で和解が成立した場合には、当該和解の対象に過払金返還請求権についての争いも含まれるとし、調停・和解が存在する以上は過払金利返還請求権も消滅したものと考える（表裏一体説）。

この点、当該調停・和解が無効であることの原因として、錯誤(民法95条)を主張する説がある(錯誤説)。過払利息返還請求権が含まれるとは思わなかったという事情は、とりわけ本人訴訟の場合には現実的な主張ではある。また、利息制限法を超える金利を前提とした合意は公序良俗に反し無効である(民法90条)とする説もある(公序良俗違反説)。さらに、貸金業者が利息制限法を超える利息を受け取るのに必要な、貸金業法等の要件を満たしていないことを知りつつ利息を受け取った貸金業者は民法704条にいう「悪意の受益者」であり、合意は無効であるとする説もある(悪意の受益者説)。

一方で、和解調書・調停調書には法文上「判決と同一の効力」があると規定されているものの、それが判決に生ずる各種の効力と全く同一の効力が生じるわけではないはずであるので、調書の内

容と異なるような後からの請求訴訟も可能な場合があるとする説も有力である（既判力否定・限定説）。

本件においては、下級審段階で、残債務が存在しないことを確認して調停に合意しているので、過払金返還請求権を放棄したものと原告Xが主張していることから、調停に既判力が生ずるかが問題となる。

この点、民事調停法は、調停の「記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。」（調停法 16 条）としている。ここでいう「裁判上の和解の効力」は、民事訴訟法に「和解……調書……の記載は、確定判決と同一の効力を有する。」（民訴法 267 条）とあることから、文言上は、既判力を含めて調停の効力は確定判決の効力と同一であると読み取することもできる。

調停法が裁判上の和解に準じた上で、それがさらに確定判決に準じるという規定ぶりから、まず果たして裁判上の和解が確定判決と同様の効力を持ちうるのかという点が前提議論として存在し、その上で、和解に擬された調停の効力は確定判決と同様の効力を持ちうるのかということが明らかになるという構造である。

#### ○訴訟上の和解の効力に関する議論

民事訴訟法 267 条に、和解は確定判決と同一の効力を有する、とあるものの字義通りに和解と確定判決が全く同様の効果を持つかどうかについては議論がある<sup>3)</sup>。和解は紛争の自主的解決手段で、その本質は当事者の合意であり、裁判所は形式審査をするに過ぎず、瑕疵について十分な審理判断が保証されないとして、既判力を否定する既判力否定説が通説的見解である。これに対して、訴訟上の和解が、裁判所において裁判官の関与のもとに成立するものであること、民訴 267 条の文言から、既判力を肯定する既判力肯定説がある。なかでも和解は裁判の代用であるとする裁判代用説、裁判所が和解内容を裁可することで和解に効力が発生するとする裁可説など、調停を裁判と同視する調停裁判説が、既判力を肯定する立場の代表である。さらに、和解の内容が公序良俗に反する場合などに限り、和解の既判力を否定する見解（制限的既判力肯定説）もある。

#### ○調停の効力に関する議論<sup>4)</sup>

調停法 16 条が、調停の効力を訴訟上の和解と同一とすることから、和解の効力に関する議論

が、調停の効力に関する議論に投射されることになる。さらに、訴訟上の和解と調停はどのような違いがあるのかということも考慮され議論となる<sup>5)</sup>。この点、調停は民法上の合意と訴訟上の合意の両性質が併存し、私法契約の側面を持つことから、既判力までは認められないとするのが通説的見解である。さらに、和解の場合と同様に、内容が公序良俗に反する場合などに限り、和解の既判力を否定する見解もある。一方で、訴訟上の和解の既判力につき肯定説をとる場合は、多くは調停の既判力も肯定することになる。調停が紛争の解決を目的としていることを重視して、既判力を肯定する見解もある<sup>6)</sup>。また、そもそも当該調停・和解が、過払利息返還請求権を対象とせず合意をしたのであるから、過払金利返還請求権は当該合意から除外されるのであり、よって返還請求訴訟を起こすことができるという主張する見解もある（除外説）。

## 二 本件の経緯および背景

和解・調停の効力に関する多様な議論が存在し、本件においても原原審段階より、貸金業者側は、調停に清算条項が存在することをもって過払金利返還請求権の消滅、つまり調停の既判力を主張していた。原原審および原審は、調停の内容が公序良俗に違反することを理由として、調停を無効とした、すなわち、制限的既判力肯定説的な判断を下したことになる。一方、本件上告審は、除外説に立ったものである。

表裏一体説をとることの不都合な事情の 1 つに、過払金利返還請求権が裁判上成立してきた経緯がある。調停や和解成立当時には、過払金利返還請求権が成立しない余地もあったから、当事者がそれを認識して調停・和解に臨んでいるとは限らないので、錯誤説あるいは除外説が斟酌するように、当事者の効果意思が存在していなかった可能性が排除できない。表裏一体説に依拠すると、すでに和解・調停に合意した多くの当事者が、過払金利返還請求権を喪失することになる。

判例においては、法の規定を厳格に解釈して過払金利返還請求権を認めるほか、立法においても貸金業法の改正によりみなし利息規定を廃止するなど、貸金業の借り手を保護することが一貫した政策となっていると見るほかない状況である。そこで、最高裁として、表裏一体説を認定すること

は困難であったはずである。

一方で、貸金業者をめぐる判例では、利息制限法を超えた約定による貸付けを公序良俗としたり、当該貸金業者を悪意の受益者であるとして、借り手を保護する手法もとられてきた。しかし、この手法を本件に適用すると、以前の調停・和解で成立した、債務を一部免除するという内容も含めて、全面的に無効であったということになり、借り手の債務について仕切り直しを迫られることになり、紛争の解決という側面からは望ましくないとと思われる。それにもかかわらず、本件原審および原審が、悪意の当事者性の認定、および公序良俗違反との判断に傾いたのにも、事情があるように思われる。最判平 23・12・1 (集民 238 号 186 頁、判タ 1364 号 72 頁) は、みなし利息の受け取りについて、貸金業法 17 条書面に法に準ずる記載をしない貸金業者は悪意の受益者であるとする判断を下しているが、この事件の当事者が本件上告人である。すなわち、上告人の当時の営業行為が最高裁から悪意の受益者であるとの認定がされている故に、本件における調停の同一当事者が悪意の受益者であること、ひいてはその合意は公序良俗に違反するとの判断に傾いたのではないだろうか。

しかし本件において、最高裁は原審の公序良俗説を退け、また表裏一体説もとらず、除外説を採用した。本件最高裁判決では、除外説をとることにより、過去の調停・和解を活かしつつ、重ねて、近時確立した過払金返還請求権を行使することを認め、債務者救済という方針に一致させることに成功したものと理解することができよう。

### 三 本判決の射程と意義

みなし利息無効判決以前に、過払利息返還請求権の成立を念頭におかず成立した調停については、清算条項があったとしても、返還請求は可能であるということになり、債務整理の実務には一定の影響はあるだろう。対貸金業者における消費者の保護という流れからもその保護を強化するものであるといえる。ただし、みなし利息無効判決からすでに 10 年が経過し、それ以前に発生した過払利息の返還請求権の多くが時効に係る場合が多いことから、実務に対する影響は限定的である。

清算条項の文言が、本件のように過払利息を意識しない一般的な内容であれば、過払利息返還請

求権の存在を認めることも可能であるが、例えば清算条項文言中に「過払利息返還請求権を含めて、債権債務のないことを相互に確認し」などとなっていた場合には、過払利息返還請求権は消滅することになるだろう。今後の調停において調停の文言の作成には、留意が必要となるという意味では、実務に対する影響は少なくないといえる。

一方で、調停の既判力に関する議論については、高裁段階で当事者から主張があったものの、高裁も最高裁も既判力の有無については判断をしていないが、議論の契機とはなりうるだろう。

本事件評釈として、堀清史・法協 246 号 35 頁、高原知明・ジュリ 1489 号 93 頁、垣内秀介・ジュリ 1492 号 135 頁がある。

#### ●—注

- 1) 清算条項について、濱口浩「和解条項中の清算条項の解釈と問題点」判タ 860 号 30 頁。
- 2) 最大判昭 43・11・13 集民 22 巻 12 号 2526 頁、小野秀誠「制限超過利息を任意に支払った場合と貸金業法 43 条」民法判例百選Ⅱ債権〔第 7 版〕116 頁。過払請求訴訟の実務については、澤野芳夫＝三浦隆志＝武田美和子＝佐藤重憲「過払金返還請求訴訟における実務的問題」判タ 1338 号 15 頁。
- 3) 和解の効力に関する議論として柏木邦良「訴訟上の和解と既判力(上・下)」判時 1780 号 3 頁・1781 号 12 頁、石川明「訴訟上の和解の既判力」判タ 1001 号 75 頁、高田裕成「訴訟上の和解の効力論への一視点」井上追悼(法律文化社、2008 年) 260 頁、畑宏樹「(15.1.21 東京地判判批)」明学 79 号 147 頁、町村泰貴「和解による訴訟終了を宣言する判決の効力」商学討究(小樽商科大学) 41 巻 1 号 99 頁、越山和弘「(15.1.21 東京地判判批)」リマックス 29 号 120 頁、山田明美「訴訟上の和解とその効力について(一・二)」九国 13 巻 3 号 1 頁、修道(広島修道大)36 巻 1 号 504 頁。その他の議論状況については、『注解 民事調停法』(青林書院、1986 年) 206 頁〔小室直人〕参照。
- 4) 調停の効力一般について、石川明＝梶村太市編『民事調停法』(青林書院、1985 年)。
- 5) 調停の効力に関する議論について、佐々木吉男「民事調停の効力」『民事調停の研究』(法律文化社、1974 年) 196 頁、梶村太市＝深沢利一「調停の効力」『和解・調停の実務』(新日本法規、1979 年) 670 頁、三谷忠之＝大西周四郎「調停の既判力」『民事調停法(現代実務法律講座)』(青林書院、1985 年) 475 頁、小室・前掲注 3) など参照。
- 6) 佐々木・前掲注 5) 参照。